

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第5章 勤務時間、休日、休暇等 (勤務時間、休憩時間)</p> <p>第38条 時間雇用教職員の勤務の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 始業 午前9時 (2) 終業 午後4時 (3) 休憩 正午から午後1時まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1週間につき30時間を超えない範囲内において個別に定めることがある。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、研究開発補佐員については1週間につき38時間45分を超えない範囲内において個別に定めることができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(宿直・日直)</p> <p>第44条の2 <u>別表第2に定める医師又は歯科医師である時間雇用教職員は、</u>第38条に規定する勤務時間以外の時間又は休日において、建物・書類の保全等を図るため、宿直又は日直の勤務を命ぜられることがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第38条</p> <p>(1) (2) (3)</p> <p>2 3</p> <p>(同 左)</p> <p>(宿直・日直)</p> <p>第44条の2 <u>時間雇用教職員は、</u>第38条に規定する勤務時間以外の時間又は休日において、建物・書類の保全等を図るため、宿直又は日直の勤務を命ぜられることがある。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年2月28日から施行する。</p>